

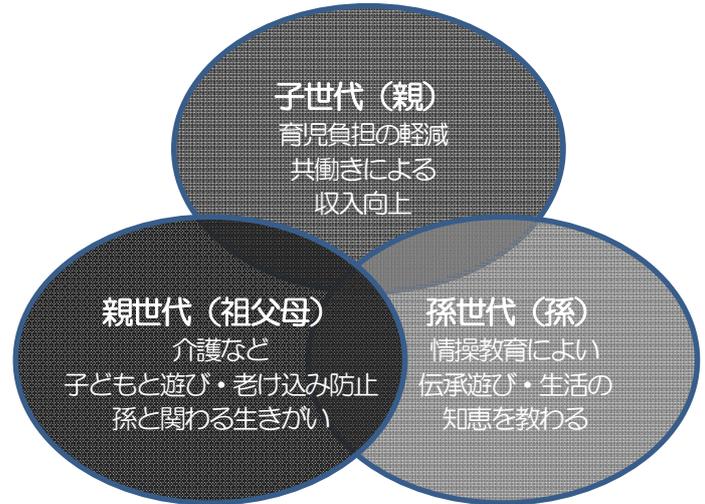
# ＜三世代同居推進事業＞

砺波市では“地域性”を生かしながら豊かな持続力ある社会づくりや、次世代への文化等の継承を図るため、家庭内での子育てや高齢者介護など、世代間で支え合う機能が期待される「三世代同居の推進」を本市の人口対策事業として、積極的に取り組んでいます。

この事業の「三世代同居」とは…

三世代以上が同一敷地内または隣接する敷地に居住している状態  
ただし、下記事業のうち1、2、5、6、7は、近居【三世代以上が同一の自治振興会の区域内（庄東小学校及び庄川小学校の通学区域にあつては、それぞれの通学区域内）または市内で直線距離500メートルの範囲内に居住している状態】を含むものとしています。

※ 下記事業のうち8、9については、居住要件はありません。



事業名 担当部署	補助内容	要件	補助対象等
1 三世代子育て 応援給付金 給付事業 (となみっ子 にっこり子育て プロジェクト)  こども課	<b>最大10万円</b> ・子ども1人につき1回限り 入所(入園)時点からさかのぼって 3年以上条件を満たす 10万円 2年以上3年未満条件を満たす 6万円 1年以上2年未満条件を満たす 2万円	同居・ 近居	生まれてから保育所等を利用(広域入所を含む)していない子どもをもつ保護者 子どもが、満3歳(4月1日時点)までの期間に次の条件を満たす ①三世代同居をしている ②砺波市に住所を有する(三世代同居の定義に準じた住所)
2 となみっ子 子宝券  こども課	<b>クーポン配付(市内のみ使用可能)</b> 第1・2子/1万円分 第3子以降/3万円分 ・対象サービスは絵本の購入や予防接種等	同居・ 近居	次の条件の子どもをもつ保護者 ①三世代同居をしている ②3歳未満
3 高齢者ちよつとねぎらい事業  社会福祉課	<b>1万円(上限)</b> ・宿泊・飲食料金(各種税含む)が対象 ・利用額が1万円に満たない場合は実費額 ・市内宿泊施設の利用に限る 砺波市ホテル旅館組合加盟施設 庄川峡観光協同組合加盟施設	同居	次の条件の方 ①三世代同居をしている ②満75歳以上で5歳毎の節目年齢を迎える ・節目は75歳、80歳、85歳…と5歳刻みとする ・要介護認定4・5の方は対象外とする ・年度内に対象となる方は、誕生日前でも申請・利用ができる ※社会福祉課へ事前申請が必要です。
4 介護者もちよつと一息事業  高齢介護課	<b>介護保険制度のショートステイ(短期入所生活介護)の自己負担額</b> を助成する ・滞在費、食費、日常生活費を除く ・1回の利用につき2泊3日以内(年間最大6回まで)	同居	次の条件の方 ①三世代同居をしている ②要介護認定4以上で65歳以上の在宅高齢者 ③ショートステイは次の施設を利用すること(いずれも市内に限る) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設 介護療養型医療施設

	事業名 担当部署	補助内容	要件	補助対象等
5	三世代同居・近居住宅支援事業  都市整備課	<b>三世代同居</b> <b>対象工事の1/10（上限20万円）</b>  <b>三世代近居</b> <b>対象工事の1/20（上限10万円）</b>  ※補助金交付後、三世代同居・近居を3年以上継続すること  	同居・近居	住宅の新築工事（建売住宅又は中古住宅の購入を含む） 既存住宅の増改築工事（リフォーム含む） どちらかの工事で①～⑧の条件を満たすもの ①工事完了後、三世代同居・近居である ②三世代家庭のいずれかが所有する住宅 ③平成27年4月1日以降に工事契約を締結（三世代近居の場合は平成29年4月1日以降に工事契約を締結したもの） ④対象工事が50万円（税込）以上の工事 ⑤三世代家庭の全員および対象住宅が、過去にこの補助金の交付を受けていない ⑥三世代家庭に属する者、またはその者が代表となる法人が施工する工事を除く ⑦定住促進空き家利活用補助金の交付を受けた者を除く ⑧木造住宅耐震改修支援事業費補助金等住宅支援に係る他の補助金の交付を受けた工事を除く
6	定住促進空き家利活用補助金  企画調整課	<b>三世代同居</b> <b>改修等経費の3/4（上限200万円）</b>  <b>三世代近居</b> <b>改修等経費の3/4（上限100万円）</b>  ※三世代同居対象外でも、改修等経費の1/2（上限50万円）まで補助が受けられる	同居・近居	三世代同居・近居するために実施する改修等経費（①～⑤の条件を満たすもの） ①工事完了後、三世代同居・近居である ②空き家情報バンクを利用して購入した住宅 ③10年以上居住する意思がある ④申請者および対象住宅のいずれもが、過去にこの補助金の交付を受けていない ⑤「三世代同居・近居住宅支援事業」の交付を受ける者を除く
7	移住・定住引越し支援事業  企画調整課	<b>引越し経費 1/2</b>  <b>県外からの転入</b> <b>（上限 同居50千円 近居25千円）</b> <b>市外からの転入</b> <b>（上限 同居20千円 近居10千円）</b> <b>市内における転居</b> <b>（上限 同居10千円 近居 5千円）</b>  ※補助金交付後、三世代同居・近居を3年以上継続すること	同居・近居	転入または転居により新たに三世代同居・近居になるための引越し経費（①～③の条件を満たすもの） ①引越し後、三世代同居・近居である ②引越しを運送業者に依頼する ③三世代家庭の全員が過去にこの補助金の交付を受けていない

	事業名 担当部署	補助内容	要件	補助対象等
8	孫とお出かけ 支援事業  企画調整課	<b>入館料等無料 合計59施設</b>  砺波市を含む県内13市町村との連携事業 （砺波市6施設、富山市14施設、小矢部市2施設、南砺市13施設、射水市2施設、高岡市10施設、氷見市3施設、滑川市2施設、魚津市2施設、黒部市5施設）  <b>【砺波市対象施設】</b> チューリップ四季彩館、砺波市美術館、庄川美術館、庄川水資料館、となみ散居村ミュージアム（民具館）、出町子供歌舞伎曳山会館	なし	同居の有無にかかわらず、砺波市、富山市、小矢部市、南砺市、射水市、高岡市、氷見市、滑川市、魚津市、黒部市、舟橋村、上市町または立山町に居住する祖父母と、孫（居住地・年齢を問わない）が一緒に施設を訪れたとき  ※各施設の営業日にご注意ください ※チューリップ四季彩館、砺波市美術館は、チューリップフェア期間を除く
9	三世代交流ふれあい事業 生涯学習・スポーツ課	<b>補助対象経費の10/10</b> （1事業当たり上限2万円）	なし	市内の自治会や各種団体が、昔ながらの遊びや郷土料理などの伝承、スポーツ・レクリエーションなどを通して三世代交流を推進する事業に要する経費